

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 7 年 4 月 1 日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5342-5351 (9時00分 ~ 18時00分まで)

担当 布川 文子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. (株)アクトライフ グリーンケア中野の概要

(1) 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

①自立した生活へのサポート

②身体的だけではなく精神的にもサポートする

③状態悪化の防止、予防に役立つようにサービスを提供する

④利用者、家族の立場に立った公正中立なサービスの提供

i) 利用者は複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。

ii) 利用者は居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

iii) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

⑤守秘義務の厳守

(3) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	グリーンケア中野
法人名	株式会社 アクトライフ
所在地	東京都中野区弥生町2-31-9 朝日プラザ中野弥生町1A
介護保険指定番号	居宅介護支援 (中野区 1371402973 号)
通常サービスを実施する地域 *	中野区 杉並区 新宿区 渋谷区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(4) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名		事業所管理	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	3名(1名)	1名	ケアプラン作成	4名

※()は兼務

(5) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(但し祝日及び12/29～1/3を除く)
営業時間	9:00～18:00(但し電話にて24時間連絡対応可能)

3. 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 提供方法

事 項	有無	備 考
利用者が相談を受ける場所		事業所の相談室及び利用者居宅
調査(課題把握)の方法	○	MDS-HC等の標準課題項目を含む方式
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回 研修を実施しています
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
その他		

(2) 流れと主な内容

1	申し込み・アセスメント	4	介護サービス計画の説明・同意・交付
2	居宅サービス計画原案の作成	5	居宅サービス提供
3	担当者会議	6	月1回訪問の上状況の把握<モニタリング>

4. 利用料金

(1) 利用料

利用料金は下記の通りです。ただし要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後[E 中野区]の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

【基本料金】

居宅介護支援費

< 取り扱い件数が40件未満 >

要介護1・2 12,266 円 / 月 要介護3・4・5 15,937 円 / 月

【加算】

①初回加算

< 初回時 > 3,420 円 / 月

初回加算の算定については具体的に次の場合加算されます。

- ① 新規認定を受けて居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

②入院時情報連携加算

入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,280 円 / 月

介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

入院時情報連携加算(Ⅱ) 1,140 円 / 月

居宅介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

③退院・退所加算

退院・退所加算 5,130 円 / 月

退院・退所に当たり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する情報提供を求める等の連携を行なった場合(入院又は入所期間中3回を限度)

④小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,420 円 / 月

居宅介護支援を受けていた利用者が、居宅介護サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、利用者に関する必要な情報を提供した場合

⑤緊急時等居宅カンファレンス加算 2,280 円 / 月

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
月に2回を限度として算定することが出来る。

⑥看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,420 円 / 月

居宅介護支援を受けていた利用者が、居宅介護サービスから看護小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、利用者に関する必要な情報を提供した場合

⑦ターミナルケアマネジメント加算 4,560 円 / 月

末期の悪性腫瘍の利用者のターミナル期に、通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握し、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医や居宅サービス事業所等へ提供した場合

(2) 交通費

前記2の(3)のサービスを提供する地域及びそれ以外の地域にお住まいの方の交通費は無料です。

(3) 解約料

お客さまは契約を解約することができ、解約料等は一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社居宅介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援1、要支援2、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

6. 秘密保持

- 1 事業所、介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に使用しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業所は、利用者およびその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

7. サービス内容に関する苦情

① 事業所お客さま相談・苦情担当

担当 布川 文子
担当者職種 管理者 電話 03-5342-5351
受付時間 月曜日～金曜日(但し祝日及び12/29～1/3を除く)
9:00～18:00

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 中野区

担当 中野区役所 介護保険課

電話 03-3228-8878

東京都 国民健康保険団体連合会

電話 03-6238-0177

8. 第三者評価実施の有無

現在、第三者評価は実施しておりません。

9. 事故発生の対応

サービス提供中に事故その他緊急事態が発生した場合、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、市区町村に報告いたします。

10. 賠償責任

事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

11. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社アクトライフ
代表者役職・氏名	代表取締役社長 中村 彬人
本社所在地・電話番号	東京都渋谷区本町3-35-17 TEL 03-6300-9430 FAX 03-6300-9431
定款の目的に定めた事業	1、居宅介護支援事業 2、居宅サービス事業 3、上記の介護を行う施設の運営及び管理業務 4、介護保険施設の設立及び運営 5、住宅改修事業 6、介護予防サービス事業・日常生活支援総合事業 7、地方公共団体から委託を受けた介護認定調査業務の請負 8、老人福祉法に定める有料老人ホームの設立及び運営 9、老人福祉法に基づく、地方自治体からの委託による在宅介護支援センター事業 10、ホームヘルパー等の研修及び養成に関する事業 11、書籍の出版及び販売に関する業務 12、在宅配食サービス事業 13、医療用機器、福祉用具及び各種消耗品の販売及びレンタル事業 14、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 15、障害者総合支援法に基づく相談支援事業 16、障害者総合支援法に基づく移動支援事業・地域活動支援センターを運営する事業 17、障害者総合支援法に関連するホームヘルプサービス 18、診察報酬請求事務並びに病院一般事務の受託 19、リネンサプライ業 20、臨床検査業務 21、病院・医院内の清掃 22、病・医院患者の入浴の受託業務 23、病院入院患者に対する食事の提供業務の受託 24、前記各号に関するコンサルティング事業 25、医療機関運営に係わるコンサルティング事業 26、労働者派遣事業法に基づく一般及び特定労働者派遣事業 27、前各号に附帯する一切の業務

法人事業所数

訪問介護事業所

1 カ所

< 法人名 > 株式会社 アクトライフ
< 事業所名 > グリーンケア中野 印
< 事業所指定番号 > 中野区 1371402973 号
< 住 所 > 東京都中野区弥生町2-31-9 朝日プラザ中野弥生町1A
< 管理者名 > 布川 文子 印
< 説明者 > 所属 グリーンケア中野
氏名 印

11.署名

令和 年 月 日

本重要事項説明書の説明を受け本書を同意致しました。

利用者

< 住所 >

< 氏名 >

印

(家族または代理人)

< 住所 >

< 氏名 >

印 (続柄)